

「ピリダリル」の食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づく、食品中の残留基準設定に係る食品健康影響評価について

1. 経緯

平成17年2月24日付けで農林水産省から、農薬取締法に基づく登録に係る申請があった旨の連絡のあった「ピリダリル」について、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

2. 「ピリダリル」の概要

本薬は、殺虫剤であり、本年3月現在、キャベツ、レタス、トマト、ねぎ等に登録があり、平成16年7月に食品衛生法に基づく残留農薬基準が告示されている。今回、新たにだいず、ブロッコリー、ミニトマト、とうがらし類への適用拡大が申請されている。

FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議（JMPR）における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていないが、韓国において登録がなされている。

なお、ピリダリルは、平成16年1月15日に食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに、食品健康影響評価の結果として、「ピリダリルの一日摂取許容量を0.028mg/kg 体重/日と設定する。」とする通知（府食第37号）がなされている。

3. 今後の方向

食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において「ピリダリル」の食品中の残留基準設定について検討する。